

相談

《相談の内容》

廃品回収をしているトラックが巡回していたため、呼び止めてテレビとラジオの2点を依頼した。積み込みが終わり業者から「片付け作業料4,800円」を支払うように言われ、その場で金額を支払い、領収書もらった。しかし、テレビは小さいサイズであったし、ラジオと2点でその金額は高いと思えてならない。

廃品回収業者に関する苦情！！

《相談の対応》

テレビは、リサイクル法でリサイクル対象商品に指定されているので、リサイクル法に基づいた処理をすることになります。

廃品回収業者が「片付け作業料」の名目で、有償で引き取る行為自体は、違法行為と考えられます。相談者に「領収書をもとに、業者に対しテレビとラジオを戻し、支払った代金を返金して欲しいと要請することは可能」と伝えました。

身守りのポイント

新しいものを買ったりして使わなくなった家電など、いずれ処分するつもりでいるが物置等に置きっぱなしになっている物があるのではないのでしょうか。そんな時に「廃品回収車」が近所を巡回していれば、この機会にと思い、つつい呼び止めたくになります。

このような業者に廃品回収を依頼する場合は、見積りをしてもらい金額に納得してから依頼するように日頃から注意しておきましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111